

2020 物流 TDM 実行協議会 未来につながる物流認定制度 募集要項

1 2020 物流 TDM 実行協議会 未来につながる物流認定の目的

2020 物流 TDM 実行協議会（以下「協議会」という。）では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「大会」という。）期間中及びその前後における道路交通の混雑等を回避するため、中小企業等を対象として、物流に関する交通需要マネジメント（以下、「物流 TDM」という。）の取組を促進しています。

大会に資する物流効率化の取組として、意欲的・先進的な取組を行っている中小企業等について、未来につながる物流として認定・表彰し、広く周知することで、取組の輪を広げ、大会期間中の円滑な物流を実現するとともに、これを契機として、大会後も持続可能な物流に繋げていくこと目的としています。

2 受賞団体について

- ・ 受賞団体の取組内容は、協議会ホームページで周知するほか、2020TDM 推進プロジェクト会員向け^{*1}のメールマガジンやホームページ等でも広く周知します。
- ・ 受賞企業に対して、表彰をさせていただきます^{*2}。

※1) 登録企業数約5万社（令和3年5月時点）

※2) 令和3年7月上旬頃に実施予定

3 応募要件

(1) 2020TDM 推進プロジェクトに登録していること^{*3}

※3) 応募時点でご登録があれば要件に該当とします。なお、2020TDM 推進プロジェクトホームページ (<https://2020tdm.tokyo/>) より、無料でご登録いただけます。

(2) 次のア～エのいずれかに該当する者

ア 中小企業者（会社及び個人事業者）

次の表のいずれかに該当する中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、個人事業者）で、かつ大企業^{*4}が実質的に経営に参画^{*5}していない者

・ 業種名は日本標準産業分類に基づく。

業種	資本金及び従業員
製造業、情報通信業（一部はサービス業に該当）、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下

小売業、飲食業	5,000万円以下又は50人以下
---------	------------------

・情報通信業のうち、以下の業種分類はサービス業に該当するものとする

大分類	中分類	小分類	
情報通信業	放送業	全て	
	情報サービス業	管理、補助的経済活動を行う事業所	
	映像・音声・文字情報制作業	映像情報制作・配給業	
		音声情報制作業	
		広告制作業	
映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業			

※4)「大企業」とは、上記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。ただし、次に該当するものは除く。

- ・中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合

※5)「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
- ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

イ 一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）

ウ 中小企業団体等

中小企業等協同組合法に基づく組合（事業協同組合等）又は中小企業団体の組織に関する法律に基づく中小企業団体（協業組合等）であるもの

エ 商店街^{※6}、商店街の連合会^{※7}、商工会、商工会の連合会、商工会議所

※6)「商店街」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・商店街振興組合法により、設立された商店街振興組合
- ・中小企業等協同組合法により設立された事業協同組合
- ・次に掲げる事項に照らし、区市町村が商店街と認めるもの
 - (ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接して、その事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
 - (イ) 社会通念上消費者により、まとまった買い物場として認識されていること。
 - (ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。
 - (エ) 当該区域で活動を行うための会則等を有していること。

※7)「商店街の連合会」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・商店街組合法により、設立された連合会
- ・中小企業等協同組合法により設立された連合会
- ・上記以外で、区市町村単位で組織された商店街連合会

4 評価対象となる取組

(1) 期間

過去3年以内に実施又は大会終了（～令和3年9月5日）までに実施する予定^{※8}の取組を評価対象とします。

※8）実施予定の取組については、終了後に実施した取組内容、期間、得られた効果やメリット等をまとめた実績報告書を提出していただきます。

(2) 取組の具体例

大会に資する物流効率化の取組として、意欲的・先進的な取組を対象とします。

- ・他店舗との一括発注
- ・他品目との一括発注
- ・在庫調整による輸送頻度の削減
- ・混雑時間を避けた納品時間への変更
- ・納品業者や事業者と調整
- ・十分なリードタイムでの発注、それに伴う柔軟な配送時間やルートの設定
- ・AIやビッグデータ等を活用した、配送ルート・時間の最適化等

なお、物流TDMの推進に加え、新型コロナウイルス感染症対策、環境負荷低減や地域活性化等に資する取組となっている場合は加対象となります。

5 応募方法

(1) 応募書類

ア 取組概要資料（A4横片面1枚以内）【必須】

イ 添付資料（A4片面10枚以内）【任意】

(2) 提出

2020物流TDM実行協議会ホームページより、上記ア「取組概要資料」のフォーマットをダウンロードし、必要事項等を記入のうえ、応募フォームからご提出ください。

2020物流TDM実行協議会ホームページ (<https://tdm-logi-2020.tokyo/>)

応募フォーム (<https://form.run/@tdm-1621422649>)

- ・応募された書類に含まれる個人情報の取扱いに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」、「東京都個人情報の保護に関する条例」を遵守します。
- ・応募された内容について、事務局又は東京都職員が電話等で確認させていただく場合があります。
- ・郵送で応募いただく場合は、「9 問い合わせ先」に記載の宛先に応募書類一式をお送りください。

(3) 応募受付期間

令和3年5月25日（火）から6月21日（月）17時まで

(4) 参加賞

審査結果に関らず、ご応募いただいた方へ、物流TDM啓発グッズ（クリアファイル、マルチホルダー、ポケットティッシュ）を贈呈させていただきます。

6 審査・認定について

学識経験者、国、都、組織委員会及び関係団体で構成される「2020 物流 TDM 実行協議会」において、審査・認定を行います。審査基準については、別紙「審査基準」を参照してください。

7 結果通知

2020 物流 TDM 実行協議会開催後、受賞が決定した企業・団体のご担当者宛てに、東京都から連絡いたします。なお、選外となった場合、特段の連絡は致しませんので、予めご了承ください。

8 スケジュール

5月25日（火）	公募受付開始
6月21日（月）17時	公募受付締切
6月下旬	取組事例の審査・認定 2020 物流 TDM 実行協議会において、審議・認定を行います。
7月上旬	認定団体の表彰
7月上中旬以降	周知（HP での事例紹介、業界団体を通じた周知等）

9 問い合わせ先

2020 物流 TDM 実行協議会事務局

〒160-0004 東京都新宿区四谷 4-25-5 KD ビル 4 階（株式会社交通総合研究所内）※9

TEL：03-6380-0360（電話受付 平日 9 時 00 分～17 時 00 分）

FAX：03-6865-6094

E-mail：info@tdm-logi-2020.tokyo

※9）2020 物流 TDM 実行協議会事務局業務については、交通総合研究所・日通総合研究所・パシフィックコンサルタンツ共同提案体に委託しております。

審査基準

以下、4つの観点から審査を行う。

①運用性、②実効性、③先進性、④その他

審査項目	評価のポイント (例)
運用性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組の定着が期待できる。 （混雑を避けた時間帯の配送や混雑ルートの迂回など、大会に向けて実施した取組が、災害時のBCPとして応用が期待できる等） ・ 他部署や他社等との協力体制が構築されている。 ・ 従業員の意見が反映されている。 ・ 経営層が積極的に推進するなど、実施しやすい雰囲気づくりがなされている。 ・ アクションプランを作成し、それに基づき計画的に取組を実施している。 など
実効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重点取組地区内や商店街内等の移動の削減に寄与している。 （配送車両の削減台数・割合・頻度、〇〇件の配送ルートや時間帯の見直し、ゴミの削減量など） ・ 業務効率化やライフ・ワーク・バランス向上に寄与している。 （物流コストの削減、従業員の満足度向上） など
先進性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組実施に当たって、独自の工夫やチャレンジがなされている。 ・ その企業の取組例をもとに、他社への展開が期待できる。 ・ デジタル化の推進に資する取組となっている。 （在庫管理システム、AI等を活用した最適ルートの分析システムの導入） など
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症対策としても有効である。 （例えば、一括配送や置き配等に伴い、接触機会が削減されるため、新型コロナウイルス感染症対策としても有効など） ・ 環境負荷低減にも配慮している。 （例えば、配送車両における走行距離の削減に伴い、CO2排出量が軽減されるなど） ・ 地域活性化に資する取組となっている。 など